横須賀市報

号外第 3 号

発行日　毎月10日、25日

発行所　横須賀市小川町11番地　横須賀市役所
編集兼発行人　横須賀市長　上地克明
印刷所　㈲宮村印刷所

目　　次

条　　例

◇横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例中一部改正…… 3
◇指定管理者選考委員会等条例中一部改正…… 〃
◇横須賀市人・農地プラン検討委員会条例廃止…… 〃
◇建築審査会条例中一部改正…… 〃
◇職員定数条例中一部改正…… 4
◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例中一部改正…… 〃
◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例中一部改正…… 〃
◇職員給与条例等中一部改正…… 〃
◇市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中一部改正…… 12
◇職員特殊勤務手当支給条例中一部改正…… 16
◇コミュニティセンター条例の一部を改正する条例等中一部改正…… 〃
◇基金条例中一部改正…… 17
◇市街地再開発等促進特別減税条例中一部改正…… 〃
◇総合福祉会館条例中一部改正…… 〃
◇老人デイサービスセンター条例廃止…… 〃
◇老人憩いの家条例等中一部改正…… 〃
◇児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例中一部改正…… 〃
◇一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例…… 18
◇幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正…… 〃
◇保育園条例中一部改正…… 〃
◇認定こども園の要件を定める条例中一部改正…… 〃
◇横須賀市放課後児童クラブ設置条例中一部改正…… 〃
◇災害弔慰金の支給等に関する条例中一部改正…… 〃
◇旅館業条例等中一部改正…… 19
◇廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例中一部改正…… 〃
◇都市公園条例中一部改正…… 〃
◇横須賀市土地利用基本条例中一部改正…… 〃
◇適正な土地利用の調整に関する条例中一部改正…… 〃
◇特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例中一部改正…… 20
◇市街地における適正な土地の高度利用に関する条例中一部改正…… 21
◇開発許可等の基準及び手続きに関する条例中一部改正…… 〃
◇横須賀市水道事業給水条例中一部改正…… 22
◇指定下水道工事店条例中一部改正…… 〃
◇消防吏員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例中一部改正…… 〃

規　　則

◇職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則中一部改正…… 23

本号で公布された条例のあらまし

○横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例の一部を改正する条例（条例第５号）

1　暴力の定義の規定、基本理念の規定及び推進施設の名称を改める。
2　性的指向及び性自認に関する公表の強制等の禁止の規定を設ける。
3　施行期日　令和７年４月１日

○指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例（条例第６号）

1　憩いの家の指定管理者の選考を行うため、憩いの家指定管理者選考委員会を附属機関として設置する。
2　老人デイサービスセンター指定管理者選考委員会及び老人福祉センター等指定管理者選考委員会を廃止する。
3　施行期日　令和７年４月１日

○横須賀市人・農地プラン検討委員会条例を廃止する条例（条例第７号）

1　横須賀市人・農地プラン検討委員会を廃止する。
2　施行期日　令和７年４月１日

○建築審査会条例の一部を改正する条例（条例第８号）

1　建築基準法以外の法令において建築基準法の規定を準用しているものについて、会議を招集することができるよう会議の招集の規定を改める。
2　施行期日　令和７年７月１日

○職員定数条例の一部を改正する条例（条例第９号）

1　執行体制の見直しなどに伴い、職員の定数について、消防職員２人を増やし、市長の事務部局の職員12人、上下水道局の事務部局の職員15人、教育委員会の事務部局及び学校等の職員７人を減らす。
2　施行期日　令和７年４月１日

○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1　職員を派遣することができる団体の規定を改める。
2　施行期日　令和７年４月１日

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1　時間外勤務の制限を請求することができる職員の規定を改める。
2　配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の規定等を設ける。
3　施行期日　令和７年４月１日

○職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第12号）

１　令和６年人事院勧告に準じて、地域手当の支給割合を改定し、一部の職務の級における最低の号給の給料月額を引き上げる。
２　令和６年人事院勧告に準じて、特定任期付職員における勤勉手当の支給に関する規定を設け、特定任期付職員業績手当を廃止する。
３　施行期日　令和７年４月１日

○市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

１　本市一般職員の給与改定に伴い、令和６年神奈川県人事委員会勧告に準じて、一部の職務の級における最低の号給の給料月額を引き上げる。
２　施行期日　令和７年４月１日

○職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第14号）

１　災害応急作業手当の規定を改める。
２　施行期日　令和７年４月１日

○コミュニティセンター条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（条例第15号）

１　個人が使用できる施設の規定を改める。
２　コミュニティセンター施設使用料及び分館施設使用料の規定を、コミュニティセンターごとの使用料の規定から種別ごとの使用料の規定に改める。
３　施行期日　公布の日（令和７年３月27日）

○基金条例の一部を改正する条例（条例第16号）

１　産業振興基金及び博物館基金を設置する。
２　産業振興基金に属する財産として、公益財団法人横須賀市産業振興財団から譲り受けた有価証券を規定する。
３　施行期日　令和７年４月１日

○市街地再開発等促進特別減税条例の一部を改正する条例（条例第17号）

１　支援を受けるための要件の規定を改める。
２　施行期日　令和７年４月１日

○総合福祉会館条例の一部を改正する条例（条例第18号）

１　創作活動室を設け、その使用料を設ける。
２　施行期日　令和７年４月１日

○老人デイサービスセンター条例を廃止する条例（条例第19号）

１　鷹取老人デイサービスセンターを廃止する。
２　施行期日　令和７年４月１日

○老人憩いの家条例等の一部を改正する条例（条例第20号）

１　題名並びに施設の設置目的、名称及び使用許可対象者の規定を改める。
２　施設の管理を市長が行う。
３　施設の管理を指定管理者が行う。
４　施行期日　令和７年４月１日。ただし、３については、令和８年４月１日

○児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第21号）

１　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、保育所における保育士の数を改める。
２　施行期日　令和７年４月１日

○一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第22号）

１　児童福祉法の改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める。
２　一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、内閣府令の基準のとおりとする。
３　施行期日　令和７年４月１日

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第23号）

１　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数を改める。
２　施行期日　令和７年４月１日

○保育園条例の一部を改正する条例（条例第24号）

１　一時預かり事業等において提供した昼食及び間食に係る給食費の規定を改める。
２　施行期日　令和７年４月１日

○認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例（条例第25号）

１　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、認定こども園に置く子どもの教育及び保育に従事する職員の数を改める。
２　施行期日　令和７年４月１日

○横須賀市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例（条例第26号）

１　放課後児童クラブに分室を設置できる規定を設ける。
２　放課後児童クラブの使用料を減額する。
３　施行期日　令和７年４月１日

○災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

１　災害弔慰金等の支給に関し諮問に応ずる附属機関として、横須賀市災害弔慰金等支給審査委員会を設置する。
２　施行期日　令和７年４月１日

○旅館業条例等の一部を改正する条例（条例第28号）

１　旅館業条例及び公衆浴場条例の浴槽水に係る衛生措置の基準の規定について改める。
２　施行期日　令和７年４月１日

○廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

１　廃棄物減量等推進員の委嘱に係る規定を廃止する。

２　施行期日　令和７年４月１日

○都市公園条例の一部を改正する条例（条例第30号）

１　根岸公園水泳プールを廃止する。

２　施行期日　令和８年４月１日

○横須賀市土地利用基本条例の一部を改正する条例（条例第31号）

１　土地利用関連法令の確認を義務付ける土地利用に係る行為に一時的な土石の堆積を追加する。

２　土地利用関連法令の確認等の適用除外となる都市計画区域において都市計画に定められた施設の整備に関する事業等の施行として行う行為について、国又は地方公共団体が行うものに限ることとする。

３　施行期日　令和７年７月１日

○適正な土地利用の調整に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

１　テレビジョン電波受信障害対策に係る対象行為から建築物系の開発事業及び非建築物系の開発事業を、駐車施設の確保に係る対象行為から建築物系の開発事業を除外する。

２　刑法の改正に伴い、懲役を拘禁刑に改める。

３　施行期日　令和７年７月１日。ただし、２については、令和７年６月１日

○特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

１　対象行為の規定、定義の規定及び適用除外の規定を改める。

２　特定建築等行為に係る承認申請の期限を設ける。

３　特定建築等行為の着工期限を変更する。

４　刑法の改正に伴い、懲役を拘禁刑に改める。

５　施行期日　令和７年７月１日。ただし、４については、令和７年６月１日

○市街地における適正な土地の高度利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

１　区域等の規模に関する基準の規定、区域の接道等に関する基準の規定及び割増容積率の最高限度に関する基準の規定に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律による容積率等の制限を緩和する制度における基準を追加する。

２　施行期日　令和７年７月１日

○開発許可等の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

１　土地の区画及び質の変更並びに一体的な土地利用行為区域の定義の規定を改める。

２　取止届を廃止する。

３　施行期日　令和７年４月１日。ただし、１については、令和７年７月１日

○横須賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例（条例第36号）

１　布設工事の監督者及び水道技術管理者の資格要件を緩和する。

２　施行期日　令和７年４月１日

○指定下水道工事店条例の一部を改正する条例（条例第37号）

１　私設下水道工事責任技術者について、営業所ごとに専属配置としていたものを、県内他の営業所について兼任させることができるものとする。

２　施行期日　令和７年４月１日

○消防吏員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

１　緊急消防援助隊手当の遡及適用に関する規定を設ける。

２　施行期日　公布の日（令和７年３月27日）

条　　例

横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第５号

横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例の一部を改正する条例

横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例（平成13年横須賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第２条第８号列記以外の部分中「女性に対して」を削り、同号ウ中「第２条第３項」を「第２条第４項」に改める。

第３条第５号中「妊娠、出産等の」を「包括的な」に改める。

第８条に次の１項を加える。

２　全ての人は、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

第11条第１項中「３人」を「３人以内」に改める。

第16条列記事項中「デュオよこすか」を「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

～～～

建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第８号

建築審査会条例の一部を改正する条例

建築審査会条例（昭和28年横須賀市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「法」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加え、同項第２号中「第94条第１項」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

この条例は、令和７年７月１日から施行する。

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第９号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和26年横須賀市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「2,121」を「2,109」に、「313」を「298」に、「450」を「443」に、「498」を「500」に、「3,424」を「3,392」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第10号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年横須賀市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項各号列記以外の部分中「次に掲げる団体」を「法第２条第１項各号に掲げる団体のうち、次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項各号を次のように改める。

⑴　市が基本金その他これに準ずるものを出資している団体で、規則で定めるもの

⑵　前号に掲げるもののほか、職員を派遣することにより、市の施策が効率的又は効果的に推進される団体で、規則で定めるもの

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例の規定による公益的法人等への職員の派遣に係る団体との取決めその他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年横須賀市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第７条の３第３項中「手続き」を「手続」に改める。

第８条第２項及び第４項後段中「３歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第５項中「手続き」を「手続」に改める。

第15条第１項中「者で」を「者（第17条第１項において「配偶者等」という。）で」に改める。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

⑶　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第12号

職員給与条例等の一部を改正する条例

（職員給与条例の一部改正）

第１条　職員給与条例（昭和26年横須賀市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第11条の２第２項中「100分の10」を「100分の11」に改める。

第18条の９中「、第11条及び第11条の３」を「及び第11条」に改める。

附則第37項の表中

310,800	329,300
312,400	331,000
314,200	332,700
315,700	334,400
317,100	336,000
318,400	337,700
319,700	339,400
321,000	341,000
322,300	342,500
324,100	344,100
325,900	345,700
327,600	347,200
329,300	348,600
331,000	350,300
332,700	351,900
334,400	353,500
336,000	354,700
337,700	356,200
339,400	357,700
341,000	359,200
342,500	360,900
344,100	362,700
345,700	364,400

347,200		366,100	
348,600		367,500	
350,300		368,800	
351,900		370,000	
353,500		371,400	
354,700		372,500	
356,200		373,400	
357,700		374,400	
359,200		375,500	
360,900		376,300	
362,700		377,200	
364,400		378,100	
366,100		378,900	
367,500		379,700	
368,800		380,500	
370,000		381,300	
371,400		382,000	
372,500		382,700	
373,400		383,400	
374,400		384,100	
375,500		384,800	
376,300		385,300	
377,200		385,900	
378,100		386,500	
378,900		387,200	
379,700		387,600	
380,500		388,200	
381,300	を	388,800	に改める。
382,000		389,300	
382,700		389,700	
383,400		390,300	
384,100		390,900	
384,800		391,400	
385,300		391,800	
385,900		392,300	
386,500		392,800	
387,200		393,400	
387,600		393,700	
388,200		394,100	
388,800		394,500	
389,300		394,900	
389,700		395,200	
390,300		395,500	
390,900		395,800	
391,400		396,000	
391,800		396,200	
392,300		396,500	
392,800		396,800	
393,400		397,000	
393,700		397,200	
394,100		397,500	
394,500		397,800	
394,900		398,000	
395,200		398,200	
395,500		398,500	
395,800		398,800	
396,000		399,000	
396,200		399,200	
396,500		399,400	
396,800		399,700	
397,000		399,900	
397,200		400,100	
397,500		400,400	
397,800		400,700	
398,000		400,900	
398,200		401,100	
398,500			
398,800			
399,000			
399,200			
399,400			
399,700			
399,900			
400,100			
400,400			
400,700			
400,900			
401,100			

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）

一　般　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	178,100	209,400	288,600	329,300	356,200	409,300	421,500	511,200
	2	179,100	211,900	290,200	331,000	357,900	411,200	423,900	512,600
	3	180,100	214,400	291,600	332,700	359,500	413,100	425,800	514,100
	4	181,100	216,900	293,000	334,400	361,100	414,900	427,900	515,500
	5	182,100	219,300	294,400	336,000	362,700	416,700	430,000	516,700
	6	183,200	221,000	296,000	337,700	364,500	418,500	432,200	518,100
	7	184,400	222,600	297,500	339,400	366,000	420,300	434,100	519,600
	8	185,500	224,000	298,800	341,000	367,600	422,100	436,200	521,100

	9	186,600	225,400	300,000	342,500	369,000	423,700	438,300	522,200
	10	188,200	227,100	301,400	344,100	370,600	425,200	440,200	523,300
	11	189,300	228,800	303,100	345,700	372,200	426,700	441,900	524,500
	12	190,400	230,500	304,500	347,200	373,700	428,200	443,700	525,700
	13	191,500	232,000	305,900	348,600	375,600	429,700	445,600	526,700
	14	192,900	233,400	307,100	350,300	377,500	431,000	447,500	527,600
	15	194,200	234,800	308,100	351,900	379,400	432,300	449,300	528,500
	16	195,500	236,200	309,400	353,500	381,200	433,500	451,100	529,400
	17	196,800	237,600	310,600	354,700	382,700	434,700	452,900	530,200
	18	198,400	239,000	312,000	356,200	384,500	436,000	454,600	531,100
	19	200,100	240,400	313,500	357,700	386,200	437,300	456,400	531,800
	20	201,900	241,800	314,900	359,200	387,800	438,500	457,900	532,300
	21	203,100	243,100	316,400	360,900	389,500	439,700	459,300	533,000
	22	204,700	244,400	318,000	362,700	390,900	440,500	460,800	533,600
	23	206,300	245,700	319,600	364,400	392,300	441,300	462,200	534,400
	24	207,900	247,000	321,200	366,100	393,700	442,100	463,500	535,000
	25	209,400	248,100	322,700	367,500	395,100	442,700	464,800	535,500
	26	211,900	249,200	324,400	368,800	396,300	443,300	466,000	536,000
	27	214,400	250,300	326,000	370,000	397,500	443,900	467,000	536,500
	28	216,900	251,400	327,600	371,400	398,500	444,500	467,700	537,000
	29	219,300	252,400	329,000	372,500	399,600	445,200	468,400	537,500
	30	221,000	253,300	330,700	373,400	400,800	446,000	469,100	538,000
	31	222,600	254,300	332,400	374,400	401,900	446,400	469,800	538,500
	32	224,000	255,400	334,000	375,500	403,000	447,100	470,500	539,000
	33	225,400	257,200	335,200	376,300	403,700	447,600	471,100	539,500
	34	227,100	259,200	337,100	377,200	404,400	448,000	471,700	540,000
	35	228,800	261,100	338,800	378,100	405,100	448,400	472,200	540,500
	36	230,500	263,000	340,400	378,900	405,800	448,800	472,800	541,000
	37	232,000	264,800	341,900	379,700	406,400	449,200	473,400	541,500
	38	233,400	266,400	343,500	380,500	407,000	449,600	474,000	542,000
	39	234,800	267,900	345,100	381,300	407,500	450,000	474,500	
	40	236,200	269,300	346,700	382,000	407,900	450,300	475,000	
	41	237,600	270,300	348,400	382,700	408,300	450,600	475,400	
	42	239,000	271,300	350,200	383,400	408,500	451,000	475,700	
	43	240,400	272,300	352,000	384,100	408,800	451,300	476,000	
	44	241,800	273,400	353,800	384,800	409,100	451,600	476,200	
	45	243,100	274,300	355,300	385,300	409,400	451,900	476,500	
	46	244,400	275,400	356,700	385,900	409,700	452,100	476,800	
	47	245,700	276,300	358,100	386,500	410,000	452,400	477,100	
	48	247,000	277,400	359,500	387,200	410,300	452,700	477,400	
	49	248,100	278,400	361,000	387,600	410,500	453,000	477,700	
	50	249,200	279,700	361,800	388,200	410,800	453,300	478,000	
	51	250,300	281,000	362,800	388,800	411,100	453,600	478,300	
	52	251,400	282,200	363,800	389,300	411,400	453,900	478,600	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	252,400	283,500	364,700	389,700	411,600	454,200	478,900	
	54	253,300	284,800	365,800	390,300	411,900	454,500	479,200	
	55	254,300	286,100	366,700	390,900	412,200	454,800	479,500	
	56	255,400	287,200	367,700	391,400	412,500	455,100	479,800	
	57	256,400	288,200	368,600	391,800	412,700	455,400	480,100	
	58	257,400	289,500	369,300	392,300	413,000	455,700	480,400	
	59	258,400	290,700	370,000	392,800	413,300	456,000	480,700	
	60	259,400	292,000	370,600	393,400	413,500	456,300	481,000	
	61	260,400	293,300	371,000	393,700	413,700	456,600	481,300	
	62	261,300	294,400	371,600	394,100	414,000		481,600	

	63	262,200	295,400	372,300	394,500	414,300		481,900	
	64	263,100	296,500	373,000	394,900	414,500		482,200	
	65	263,900	297,600	373,300	395,200	414,700		482,500	
	66	264,700	298,800	374,000	395,500	415,000		482,800	
	67	265,500	299,900	374,700	395,800	415,300		483,100	
	68	266,300	301,100	375,300	396,000	415,500		483,400	
	69	267,000	302,300	375,600	396,200	415,700		483,700	
	70	267,800	303,600	376,100	396,500	416,000		484,000	
	71	268,600	304,900	376,700	396,800	416,300		484,300	
	72	269,300	306,200	377,300	397,000	416,500		484,600	
	73	270,000	307,500	377,600	397,200	416,700		484,900	
	74	270,800	308,800	378,200	397,500	416,900		485,200	
	75	271,600	310,100	378,900	397,800	417,200		485,500	
	76	272,300	311,400	379,500	398,000	417,400		485,800	
	77	273,000	312,700	379,900	398,200	417,600		486,100	
	78	273,800	314,000	380,400	398,500	417,900		486,400	
	79	274,600	315,300	381,000	398,800	418,200		486,700	
	80	275,300	316,400	381,500	399,000	418,400		487,000	
	81	276,000	317,300	382,000	399,200	418,600		487,300	
	82	276,700	318,600	382,600	399,400	418,900		487,600	
	83	277,400	319,900	383,100	399,700	419,200		487,900	
	84	278,100	321,200	383,400	399,900	419,400		488,200	
	85	278,800	322,400	383,800	400,100	419,600		488,500	
	86		323,700	384,300	400,400			488,800	
	87		324,900	384,700	400,700			489,100	
	88		326,100	385,100	400,900			489,400	
	89		327,400	385,500	401,100				
	90		328,500	386,000					
	91		329,600	386,400					
	92		330,700	386,800					
	93		331,400	387,100					
	94		332,300	387,300					
	95		333,000	387,500					
	96		333,800	387,800					
	97		334,600	388,100					
	98		335,000	388,400					
	99		335,600	388,700					
	100		336,300	389,000					
	101		337,100	389,300					
	102		337,800	389,600					
	103		338,500	389,900					
	104		339,100	390,200					
	105		339,600	390,500					
	106		340,200						
	107		340,700						
	108		341,300						
	109		341,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第４条関係）

労　務　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000

	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	
	66	241,200	260,400	289,800	316,000	
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	68	241,700	260,900	290,800	317,000	
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	
	77	243,900	263,100	294,600	320,000	
	78	244,200	263,400	295,000	320,300	
	79	244,500	263,700	295,400	320,600	
	80	244,700	263,900	295,900	320,800	
	81	244,900	264,100	296,200	321,000	
	82	245,200	264,400	296,700	321,300	
	83	245,400	264,700	297,200	321,600	
	84	245,700	264,900	297,700	321,800	
	85	245,900	265,100	298,000	322,000	
	86	246,100	265,300	298,500	322,300	
	87	246,400	265,600	299,000	322,600	
	88	246,700	265,900	299,300	322,900	
	89	246,900	266,100	299,700	323,100	
	90	247,200	266,300	300,200	323,400	
	91	247,500	266,600	300,700	323,700	
	92	247,700	266,800	301,200	323,900	
	93	247,900	267,100	301,500	324,100	
	94	248,200	267,400	301,900	324,400	
	95	248,500	267,700	302,400	324,700	
	96	248,700	267,900	302,900	324,900	
	97	248,900	268,100	303,300	325,100	
	98	249,200	268,400	303,700		
	99	249,500	268,600	304,000		
	100	249,700	268,900	304,300		
	101	249,900	269,100	304,600		
	102	250,200	269,300	305,000		

	103	250,500	269,600	305,300		
	104	250,700	269,900	305,700		
	105	250,900	270,100	306,000		
	106		270,300	306,400		
	107		270,600	306,800		
	108		270,800	307,100		
	109		271,100	307,300		
	110		271,400	307,600		
	111		271,700	307,900		
	112		271,900	308,100		
	113		272,100	308,300		
	114		272,400	308,600		
	115		272,600	308,900		
	116		272,800	309,100		
	117		273,100	309,300		
	118		273,400	309,600		
	119		273,700	309,900		
	120		273,900	310,100		
	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 197,900	円 209,000	円 227,500	円 248,600	円 279,800

備考　この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第３（第４条関係）

医　療　職　給　料　表

職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	308,400	400,400	455,200	549,200
2	310,900	402,300	457,500	551,700
3	313,600	404,500	459,900	554,100
4	316,000	406,600	461,200	556,700
5	318,900	408,100	463,000	559,000
6	321,200	409,700	465,100	561,300
7	323,500	411,800	467,100	563,600
8	326,100	414,200	469,000	565,900
9	328,700	416,100	471,000	568,200
10	331,100	418,000	473,000	570,500
11	333,400	420,000	475,000	572,700
12	336,200	421,400	477,100	574,900
13	338,600	423,100	479,100	577,000
14	341,200	424,900	481,000	579,100
15	343,700	426,800	483,000	581,200
16	346,200	428,900	485,000	583,100
17	349,000	429,800	487,300	585,100
18	351,300	431,700	489,600	587,300
19	353,800	433,500	491,900	589,400
20	356,000	435,200	494,300	591,300
21	358,500	436,800	496,800	593,300
22	360,800	438,700	499,200	595,300

23	363,200	440,300	501,700	597,200
24	365,500	442,100	503,800	599,000
25	367,500	443,900	505,900	600,800
26	369,900	445,900	508,400	602,600
27	372,200	447,400	510,800	604,400
28	374,000	449,100	513,000	606,000
29	376,200	451,200	515,100	607,800
30	378,200	452,800	517,500	609,600
31	380,400	454,900	519,900	611,400
32	382,700	456,900	521,700	613,000
33	384,500	458,500	523,600	614,600
34	386,300	460,600	525,600	616,100
35	387,500	462,900	527,500	617,700
36	389,200	464,900	529,300	619,300
37	391,000	467,200	531,400	620,900
38	392,800	469,500	533,500	622,500
39	394,300	471,600	535,500	624,100
40	395,900	473,500	537,200	625,700
41	397,300	475,800	539,300	627,300
42	397,800	477,800	541,400	628,900
43	399,100	480,000	543,500	630,500
44	400,300	482,100	545,600	632,100
45	401,800	484,200	547,400	
46	402,600	485,900	549,200	
47	403,700	487,500	551,000	
48	404,900	489,200	552,700	
49	406,800	491,300	554,300	
50	408,800	493,400	555,900	
51	411,000	495,600	557,500	
52	413,100	497,800	559,000	
53	415,100	500,000	560,500	
54	417,000	502,200	562,000	
55	419,000	504,400	563,500	
56	420,900	506,600	564,900	
57	422,900	508,800	566,400	
58	424,800	510,500	567,900	
59	426,800	512,200	569,400	
60	428,800	513,900	570,900	
61	430,900	515,400	572,400	
62	432,900	517,000	573,900	
63	434,900	518,600	575,400	
64	436,900	520,200	576,900	
65	439,100	521,600	578,400	
66	440,800	523,200	579,900	
67	442,600	524,800	581,400	
68	444,300	526,300	582,900	
69	445,900	527,700	584,400	
70	447,300	529,300	585,900	
71	448,800	530,900	587,400	
72	450,100	532,500	588,800	
73	451,500	533,900	590,200	
74		535,400	591,600	
75		536,900	593,000	
76		538,400	594,400	
77		539,700	595,800	
78		541,200	597,200	
79		542,700	598,600	
80		544,200	600,000	
81		545,500	601,300	
82		546,800	602,600	
83		548,100	603,900	
84		549,400	605,000	
85		550,700	606,300	
86		551,900	607,600	
87		553,200	608,900	
88		554,500	610,000	
89		555,800		
90		557,000		
91		558,200		
92		559,400		
93		560,400		
94		561,600		
95		562,800		
96		564,000		
97		565,000		
98		566,000		
99		567,000		
100		568,000		
101		569,000		
102		570,000		
103		571,000		
104		572,000		
105		573,000		

備考　この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第２条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年横須賀市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第７条第４項を削り、同条第５項中「、第３項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第４項とする。

第８条第１項中「、第18条の６並びに第18条の７及び第18条の８の規定中勤勉手当に関する部分」を「及び第18条の７」に、「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に、「、第11条及び第13条」を「及び第11条」に改め、同条第２項から第４項までを削る。

附則第３項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（期末手当の支給割合の特例）」を付し、同項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分175」を「100分の95」に改める。

附則第４項を次のように改める。

（勤勉手当の支給割合の特例）

４　特定任期付職員に対する職員給与条例第18条の６第２項の規定の適用については、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

附則第５項から第８項までを削る。

附　則

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において第１条の規定による改正前の職員給与条例附則第37項の給料表又は別表第１から別表第３までの給料表の適用を受けていた職員であって、当該職員の属する職務の級が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職務の級であるものの切替日における号給は、市長が定める。

⑴　附則第37項の給料表の適用を受けていた職員　５級

⑵　別表第１の給料表の適用を受けていた職員　５級から８級まで

⑶　別表第２の給料表の適用を受けていた職員　１級及び３級から５級まで

⑷　別表第３の給料表の適用を受けていた職員　２級から４級まで

3　市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和６年横須賀市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則中第３項を削り、第４項を第３項とし、第５項から第11項までを１項ずつ繰り上げる。

～～～

	36	260,300	284,600	345,500	392,200	462,800
	37	261,700	286,600	347,000	393,400	463,300
	38	263,100	288,500	348,600	394,700	463,800
	39	264,400	290,400	350,200	395,900	464,300
	40	265,700	292,200	351,700	397,100	464,800
	41	267,000	294,000	353,200	398,300	465,300
	42	268,000	295,900	354,800	399,600	
	43	269,000	297,700	356,400	400,600	
	44	269,900	299,400	357,900	401,700	
	45	270,600	301,100	359,400	402,900	
	46	271,400	302,900	361,000	404,100	
	47	272,200	304,600	362,600	405,300	
	48	273,000	306,200	364,100	406,500	
	49	273,800	307,800	365,600	407,600	
	50	274,600	309,500	367,200	408,600	
	51	275,300	311,300	368,800	409,900	
	52	276,100	313,000	370,300	411,100	
	53	276,900	314,300	371,800	412,300	
	54	277,700	316,200	373,200	413,400	
	55	278,500	318,000	374,600	414,500	
	56	279,300	319,700	375,900	415,600	
	57	280,000	321,400	377,200	416,600	
	58	280,600	323,300	378,600	417,800	
	59	281,400	325,000	380,000	419,000	
	60	282,300	326,700	381,300	420,200	
	61	283,100	328,400	382,400	420,800	
	62	283,700	330,200	383,800	421,600	
	63	284,500	332,000	385,100	422,300	
	64	285,200	333,700	386,400	422,800	
	65	286,200	335,400	387,600	423,100	
	66	287,000	336,700	388,900	423,400	
	67	287,800	338,000	390,000	423,800	
	68	288,500	339,300	391,200	424,200	
	69	289,200	340,800	392,400	424,500	
	70	290,000	342,300	393,500	424,900	
	71	290,800	343,800	394,700	425,200	
	72	291,500	345,300	395,900	425,500	
	73	292,200	346,700	397,300	425,800	
	74	292,900	348,200	398,300	426,200	
	75	293,600	349,700	399,300	426,500	
	76	294,200	351,200	400,300	426,800	
	77	294,800	352,600	401,200	427,100	
	78	295,500	354,100	402,200	427,400	
	79	296,200	355,600	403,300	427,700	
	80	296,800	357,100	404,400	427,900	
	81	297,400	358,500	405,100	428,100	
	82	298,100	359,800	406,000	428,400	
	83	298,800	361,100	406,900	428,700	
	84	299,500	362,300	407,800	428,900	
	85	300,200	363,500	408,600	429,100	
	86	301,000	364,700	409,400	429,400	
	87	301,700	365,900	410,200	429,700	
	88	302,400	367,000	411,000	429,900	

定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	89	303,100	368,100	411,600	430,100	
	90	304,000	369,200	412,300	430,400	
	91	304,800	370,300	413,000	430,700	
	92	305,600	371,400	413,700	430,900	
	93	306,100	372,500	414,300	431,100	
	94	306,900	373,700	414,800	431,400	
	95	307,700	374,800	415,200	431,700	
	96	308,500	375,900	415,500	431,900	
	97	309,200	376,900	415,800	432,100	
	98	310,000	377,900	416,100	432,400	
	99	310,800	378,800	416,400	432,700	
	100	311,500	379,700	416,600	432,900	
	101	312,300	380,500	416,800	433,100	
	102	313,200	381,500	417,100	433,400	
	103	314,100	382,400	417,400	433,700	
	104	314,900	383,300	417,600	433,900	
	105	315,500	384,100	417,800	434,100	
	106	316,300	385,000	418,100	434,400	
	107	317,100	385,900	418,400	434,700	
	108	317,900	386,800	418,600	434,900	
	109	318,600	387,600	418,800	435,100	
	110	319,000	388,600	419,100		
	111	319,400	389,500	419,400		
	112	319,900	390,400	419,600		
	113	320,400	391,000	419,800		
	114	320,800	391,900	420,100		
	115	321,300	392,800	420,400		
	116	321,700	393,700	420,600		
	117	322,200	394,500	420,800		
	118	322,700	395,200	421,100		
	119	323,100	396,000	421,400		
	120	323,600	396,800	421,600		
	121	324,100	397,400	421,800		
	122	324,500	398,100	422,100		
	123	325,000	398,800	422,400		
	124	325,500	399,400	422,600		
	125	326,100	400,000	422,800		
	126	326,400	400,700	423,100		
	127	326,700	401,200	423,400		
	128	327,000	401,800	423,600		
	129	327,200	402,400	423,800		
	130	327,500	403,000	424,100		
	131	327,800	403,500	424,400		
	132	328,000	404,000	424,600		
	133	328,200	404,300	424,800		
	134	328,400	404,600	425,100		
	135	328,600	404,900	425,400		
	136	328,900	405,200	425,600		
	137	329,200	405,500	425,800		
	138	329,400	405,800			
	139	329,700	406,100			
	140	330,000	406,400			
	141	330,200	406,700			
	142	330,400	407,000			

	143	330,700	407,300			
	144	330,900	407,600			
	145	331,200	407,800			
	146	331,400	408,100			
	147	331,700	408,400			
	148	332,000	408,600			
	149	332,200	408,800			
	150	332,400	409,100			
	151	332,700	409,400			
	152	333,000	409,600			
	153	333,200	409,800			
	154	333,400	410,100			
	155	333,700	410,400			
	156	334,000	410,600			
	157	334,200	410,800			
	158	334,400	411,100			
	159	334,700	411,400			
	160	335,000	411,600			
	161	335,200	411,800			
	162	335,400	412,100			
	163	335,700	412,400			
	164	336,000	412,600			
	165	336,200	412,800			
	166		413,100			
	167		413,400			
	168		413,600			
	169		413,800			
	170		414,100			
	171		414,400			
	172		414,600			
	173		414,800			
	174		415,100			
	175		415,400			
	176		415,600			
	177		415,800			
	178		416,100			
	179		416,400			
	180		416,600			
	181		416,800			
	182		417,100			
	183		417,400			
	184		417,600			
	185		417,800			
定年前再任用短時間勤務教育職員		基準給料月額 円 238,500	基準給料月額 円 279,200	基準給料月額 円 301,400	基準給料月額 円 330,000	基準給料月額 円 411,900

附　則

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の日（以下この項において「切替日」という。）の前日において改正前の市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例別表第１の給料表の適用を受けていた職員であって、当該職員の属する職務の級が４級又は５級であるものの切替日における号給は、教育委員会が定める。

職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第14号

職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

職員特殊勤務手当支給条例（昭和28年横須賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「本市の区域以外の区域において」を「場合に」に改め、「応急作業」の次に「（以下「応急作業」という。）」を加え、同条第２項中「作業に従事した日１日につき1,080円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　本市の区域以外の区域において行う応急作業（次号に掲げるものを除く。）　作業に従事した日１日につき1,080円

⑵　本市の区域以外の区域（市長が別に定める著しく危険な区域に限る。）において行う応急作業その他市長が認めたもの　作業に従事した日１日につき2,160円

⑶　本市の区域内の区域（市長が別に定める著しく危険な区域に限る。）において行う応急作業その他市長が認めたもの　作業に従事した日１日につき1,080円

第９条に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、消防吏員特殊勤務手当支給条例（昭和39年横須賀市条例第34号）第８条の規定により緊急消防援助隊手当を支給するときは、災害応急作業手当は支給しない。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第15号

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

（コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部改正）

第１条　コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和５年横須賀市条例11号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項の改正規定を次のように改める。

第９条第１項各号列記以外の部分中「別表第１に掲げる施設を除く」を「別表に掲げる施設（トレーニング室を除く。）に限る」に改め、同条第２項中「池上コミュニティセンター」の次に「及び北下浦コミュニティセンター分館」を加える。

第11条第２項及び第12条第１項各号列記以外の部分の改正規定を次のように改める。

第11条第１項中「別表第１に掲げる」及び「同表に掲げる」を削り、同条第２項中「池上コミニティセンター」の次に「及び北下浦コミュニティセンター分館」を加える。

第12条第１項各号列記以外の部分中「別表第１」を「別表」に、「（トレーニング室を除く。）を除く」を「に限る」に改め、「池上コミュニティセンター」の次に「及び北下浦コミュニティセンター分館」を加える。

第13条第１項の改正規定中「改める」を「、「別表第２」を「別表」に改める」に改める。

（コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例（令和６年横須賀市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第２条のうちコミュニティセンター条例別表第１の改正規定、同条例別表第２第１項の表北下浦コミュニティセンターの項の改正規定及び同条例別表第２第２項の表の改正規定を削る。

（コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例（令和６年横須賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第１条のうちコミュニティセンター条例別表第２第１項の表池上コミュニティセンターの項の改正規定を次のように改める。

別表第２を削り、別表第１を次のように改める。

別表（第９条第１項、第12条第１項及び第13条第１項関係）

施設			使用料（１時間当たり）	
種別	面積等		市内	市外
			円	円
集会室、体育室、集会室兼体育室及び体育館	301平方メートル未満のもの	空気調和設備のないもの	400	800
		空気調和設備のあるもの	600	1,200
	301平方メートル以上のもの	空気調和設備のないもの	600	1,200
		空気調和設備のあるもの	900	1,800
会議室、学習室、和室、多目的室及び軽運動室	31平方メートル未満のもの		100	200
	31平方メートル以上61平方メートル未満のもの		200	400
	61平方メートル以上91平方メートル未満のもの		300	600
	91平方メートル以上121平方メートル未満のもの		400	800
	121平方メートル以上のもの		500	1,000
調理室、調理講習室及び調理実習室			300	600
美術工芸室			300	600
音楽室			300	600
楽焼室			100	200
トレーニング室（時間を問わず１回につき）			200	400

備考

１　市内とは、使用者が団体である場合又は使用者が個人であって次の各号のいずれかに該当するものである場合をいう。

⑴　本市の区域内に住所を有する者

⑵　本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

⑶　本市の区域内に存する学校に在学する者

２　市外とは、使用者が個人であって前項各号のいずれにも該当しないものである場合をいう。

附則第２項中「別表第２第１項の表」を「別表」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第16号

基金条例の一部を改正する条例

基金条例（昭和39年横須賀市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第１条の表スポーツで夢をかなえる基金の項の次に次のように加える。

産業振興基金	産業の振興に資するための必要な費用に充当
博物館基金	博物館を整備するための必要な費用に充当

第２条の次に次の１条を加える。

（財産）

第２条の２　産業振興基金に属する財産は、現金のほか、公益財団法人横須賀市産業振興財団から譲り受けた有価証券とする。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

市街地再開発等促進特別減税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第17号

市街地再開発等促進特別減税条例の一部を改正する条例

市街地再開発等促進特別減税条例（平成25年横須賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「令和10年12月末日」を「令和17年12月末日」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

総合福祉会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第18号

総合福祉会館条例の一部を改正する条例

総合福祉会館条例（平成５年横須賀市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

創作活動室	860	1,290

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

老人デイサービスセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第19号

老人デイサービスセンター条例を廃止する条例

老人デイサービスセンター条例（平成５年横須賀市条例第16号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

老人憩いの家条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第20号

老人憩いの家等条例の一部を改正する条例

（老人憩いの家条例の一部改正）

第１条　老人憩いの家条例（昭和50年横須賀市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

憩いの家条例

第１条を次のように改める。

（設置）

第１条　子どもから高齢者まで誰もが集い、憩える場を提供し、心身の健康の増進を図るため、本市に憩いの家（以下「会館」という。）を設置する。

第２条列記事項中「横須賀市立公郷老人憩いの家」を「横須賀市立憩いの家」に改める。

第４条を次のように改める。

第４条　削除

第５条中「指定管理者」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加える。

第８条を削る。

第９条第１項第２号中「（敬老の日を除く。）」を削り、同項第３号中「９月22日（その日が月曜日に当たるときは、９月25日）及び」を削り、同条第２項中「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を得て」を削り、同条を第８条とする。

第10条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第９条とする。

第11条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第14条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第４号中「第11条第１項ただし書」を「第10条第１項ただし書」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

（憩いの家条例の一部改正）

第２条　憩いの家条例（昭和50年横須賀市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第４条　次に掲げる会館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

⑴　会館の使用の許可に関すること。

⑵　会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定める業務

第５条中「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

第８条第２項中「市長」を「指定管理者」に改め、「かかわらず」の次に「、市長の承認を得て」を加える。

第９条ただし書、第10条、第11条、第12条及び第13条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の施行の際、現に第１条の規定による改正前の老人憩いの家条例第11条の規定又は第２条の規定による改正前の憩いの家条例第10条の規定により使用許可を受けている者は、それぞれ第１条の規定による改正後の憩いの家条例第10条の規定又は第２条の規定による改正後の憩いの家条例第10条の規定による許可を受けたものとみなす。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第21号

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例（令和３年横須賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「18人」を「15人」に、「27人」を「25人」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、当分の間、保育所における保育士の数については、改正後の第８条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第22号

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の４第２項の規定に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準）

第２条　法第12条の４第２項に規定する条例で定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和６年内閣府令第27号。以下「一時保護施設基準」という。）で定める基準のとおりとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（設備に関する経過措置）

２　この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、この条例の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。）第41条の規定を準用する。

（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

３　一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制について、一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、この条例で定める規定により難いときは、当該一時保護施設は、令和８年３月31日までの間（次項において「経過措置期限」という。）、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設基準第42条及び第46条の規定を準用する。

４　一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と工夫を行ってもなおこの条例に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定したときは、経過措置期限を延長することができる。この場合においては、延長後の経過措置期限は、一時保護施設基準の施行の日から起算して５年を超えることができない。

（指導教育担当職員に関する経過措置）

５　令和８年３月31日までの間は、この条例の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の３第２項第６号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第23号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和２年横須賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「27人」を「25人」に改め、同条第２号中「18人」を「15人」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、当分の間、当該職員の数については、改正後の第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第24号

保育園条例の一部を改正する条例

保育園条例（昭和26年横須賀市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第14条第５項第１号中「220円」を「規則で定める額」に改め、同項第２号中「80円」を「規則で定める額」に改め、同項第３号中「月額6,000円の範囲内において」を削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第25号

認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の要件を定める条例（平成30年横須賀市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第３条第４号中「18人」を「15人」に改め、同条第５号中「27人」を「25人」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　子どもの教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、当分の間、当該職員の数については、改正後の第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

横須賀市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第26号

横須賀市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

横須賀市放課後児童クラブ設置条例（平成30年横須賀市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

２　市長は、必要があると認めるときは、クラブに分室を設置することができる。

第８条第２項中「13,000円」を「10,000円」に、「18,000円」を「15,000円」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をこ

こに公布する。
令和７年３月27日
横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第27号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年横須賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の１条を加える。

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第19条　法第18条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議し、及び答申し、又は意見を述べるため、横須賀市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、委員５人以内をもって組織する。

３　前項の規定にかかわらず、市長は、第１項に規定する事項に関し特別又は専門の事項を審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

４　前３項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

旅館業条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和７年３月27日
横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第28号

旅館業条例等の一部を改正する条例

（旅館業条例の一部改正）

第１条　旅館業条例（平成12年横須賀市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第１第８項第２号ウ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

（公衆浴場条例の一部改正）

第２条　公衆浴場条例（平成12年横須賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第２項第２号ウ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和７年３月27日
横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第29号

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成５年横須賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条　削除

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和７年３月27日
横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第30号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第２根岸公園長沢村岡公園の項中「根岸公園　長沢村岡公園」を「長沢村岡公園」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

横須賀市土地利用基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和７年３月27日
横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第31号

横須賀市土地利用基本条例の一部を改正する条例

横須賀市土地利用基本条例（平成17年横須賀市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「手続き」を「手続」に改める。

第８条第１項各号列記以外の部分中「手続き」を「手続」に改め、同項第５号中「（切土又は盛土を行う土地の面積の合計が100平方メートルを超え、又は搬出入する土砂等の量の合計が100立方メートルを超えるものに限る。）」を削り、同項中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　一時的な土石の堆積（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第３号）第８条第10号に掲げるものを除く。）

第８条第２項及び第３項中「手続き」を「手続」に改める。

第10条第１項第１号中「行為」の次に「（国又は地方公共団体が行うものに限る。）」を加える。

第14条第２項第３号中「開発許可等の基準及び手続きに関する条例」を「開発許可等の基準及び手続に関する条例」に改め、同項第４号中「宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例」を「宅地造成等に関する工事の許可の基準及び手続に関する条例」に改め、同項第７号中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」を「特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例」に改める。

附　則

この条例は、令和７年７月１日から施行する。ただし、第14条第２項第４号の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

適正な土地利用の調整に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和７年３月27日
横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第32号

適正な土地利用の調整に関する条例の一部を改正する条例

適正な土地利用の調整に関する条例（平成17年横須賀市条例第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「土地利用行為に係る手続き」を「土地利用行為に係る手続」に改める。

第２条第１号ウ中「とする開発事業」の次に「（特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例（平成14年横須賀市条例第41号。以下「特定建築等行為条例」という。）第２条第１項第７号に規定する宅地造成等に該当するものを除く。）」を加える。

第２条第２号列記以外の部分中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例（平成14年横須賀市条例第41号。以下「特定建築等行為条例」という。）」を「特定建築等行為条例」に改め、同号カ中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、「規定するもの」の次に「（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第２条第４号に規定する土石の堆積のうち、宅地において行うものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

キ　墓地等の設置（特定建築等行為条例第２条第１項第８号に規定する墓地等の設置をいう。以下同じ。）

第２条中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号から第８号までを１号ずつ繰り上げる。

第３条第１項第１号中「土地利用行為」の次に「（国又は地方公共団体が行うものに限る。）」を加え、同条第２項前段中「土地利用行為」の次に「（前項第１号に掲げるものを除く。）」を加える。

第７条第２項前段中「又は宅地造成」を「又は宅地造成等」に、「宅地造成（宅地造成の区域」を「宅地造成等（区域」に改める。

第９条第９号中「墓地等」の次に「（特定建築等行為条例第２条第１項第８号に規定する墓地等をいう。）」を加える。

第12条中「建築物系の開発事業（一戸建ての住宅の建築を目的とする開発事業を除く。）、非建築物系の開発事業又は」を削る。

第16条第１項中「第５条の２」を「第５条の５」に改める。

第19条及び第21条中「宅地造成」を「宅地造成等」に改める。

第22条中「建築物系の開発事業（一戸建ての住宅の建築を目的とする開発事業を除く。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第23条前段中「手続き」を「手続」に改める。

第24条から第26条までの規定中「宅地造成」を「宅地造成等」に改める。

第29条の見出し中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同条中「宅地造成を」を「宅地造成等を」に、「当該宅地造成」を「当該宅地造成等」に改める。

第38条の見出し中「締結手続き」を「締結手続」に改める。

第41条第２号及び第42条の見出し中「手続き」を「手続」に改める。

第４章の章名を次のように改める。

第４章　土地利用行為に係る手続

第44条第１項中「第２条第８号」を「第２条第７号」に改める。

第45条第１号中「第14条」を「第13条」に改める。

第46条第５項、第50条第２項及び第58条（見出しを含む。）中「手続き」を「手続」に改める。

第62条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年７月１日から施行する。ただし、第62条第１項の改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

２　改正後の適正な土地利用の調整に関する条例の規定は、令和７年７月１日以後に承認申請のあった土地利用行為について適用し、同日前に承認申請のあった土地利用行為については、なお従前の例による。

３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第33号

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例の一部を改正する条例

第１条　特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例（平成14年横須賀市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第７号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）。以下「旧宅地造成等規制法」という。）第３条第１項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第１項」に改める。

第２条　特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例

目次中「手続き」を「手続」に改める。

第１条中「係る手続き」を「係る手続」に、「調整手続き」を「調整手続」に改める。

第２条第１項第６号中「、その周囲の地面のこう配が30度を超え、かつ」を削る。

第２条第１項第７号を次のように改める。

⑺　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項の規定により許可を要する宅地造成等に関する工事（同法第２条第１号に規定する農地等において行う同条第３号に規定する特定盛土等及び同条第４号に規定する土石の堆積を除く。以下「宅地造成等」という。）

第２条第１項に次の１号を加える。

⑻　墓地、納骨堂又はペット霊園（専ら犬、猫その他の動物で人に飼育されていたものの死骸の火葬に必要な焼却設備又は当該死骸を埋葬し、若しくは焼骨を納骨するための設備を有する施設をいう。）（以下「墓地等」という。）の設置（増設を含む。）

第３条第３号ウを削る。

第３条第４号エ中「開発行為」の次に「及び宅地造成等」を加え、同号オを削る。

第３条第６号ア中「3,000平方メートル」を「区域の面積が3,000平方メートル」に改め、「及び宅地造成」を削り、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　宅地造成等のうち、次に掲げる行為

㋐　区域の面積が3,000平方メートル以上の宅地造成等

㋑　宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第３号）第12条各号に掲げる土地において行う高さが15メートルを超える盛土

第３条第６号に次のように加える。

カ　墓地等の設置

第４条第１号中「開発行為」の次に「のうち、宅地造成等を伴わないもの」を加え、同条第４号中「旧宅地造成等規制法第16条第２項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第２項」に、「宅地造成の」を「宅地造成等の」に改め、同号を同条第５号とし、同条第３号の次に次の１号を加える。

⑷　宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第１項の規定に基づく協議の成立をもって行う宅地造成等

第４条に次の１号を加える。

⑹　都市計画法第34条の２第１項の規定に基づく協議の成立をもって行う開発行為

第３章の章名を次のように改める。

第３章　特定建築等行為に係る手続

第13条に次の１項を加える。

３　第１項の承認は、お知らせ板を設置した日から１年以内に受けなければならない。

第14条第５項中「旧宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第６項本文中「５年以内」を「１年以内」に改める。

第19条第３項、第20条第２項、第27条第２項、第31条及び第35条（見出しを含む。）中「手続き」を「手続」に改める。

第39条第１項及び第２項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年７月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条の規定並びに第２条中特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例第４条第４号の改正規定（「旧宅地造成等規制法第16第２項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第２項」に改める部分に限る。）及び同条例第14条第５項の改正規定（「旧宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める部分に限る。）　令和７年４月１日

⑵　第２条中特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例第39条の改正規定　令和７年６月１日

２　第２条の規定による改正後の特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例の規定は、令和７年７月１日以後に承認申請のあった特定建築等行為について適用し、同日前に承認申請のあった特定建築等行為については、なお従前

の例による。
３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

市街地における適正な土地の高度利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和７年３月27日
横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第34号

市街地における適正な土地の高度利用に関する条例の一部を改正する条例

市街地における適正な土地の高度利用に関する条例（平成18年横須賀市条例第72号）の一部を次のように改正する。
第２条第２項第１号中「建築基準法」を「総合設計等」に改め、同項第４号を次のように改める。
⑷　総合設計等　次に掲げる規定により建築物の容積率又は高さの制限を緩和する制度をいう。
ア　建築基準法第59条の２第１項
イ　建築基準法第86条第３項及び第４項
ウ　建築基準法第86条の２第２項及び第３項
エ　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第１項
オ　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第１項
第８条第２号列記以外の部分中「総合設計等」の次に「（第２条第２項第４号エに係るもの（以下「マンション建替型総合設計」という。）及び同号オに係るもの（以下「長期優良住宅型総合設計」という。）を除く。）」を加え、同条第３号本文中「総合設計等」の次に「（マンション建替型総合設計を除く。）」を加え、同条に次の１号を加える。
⑷　マンション建替型総合設計又は再開発促進地区若しくは要整備地区の区域内で長期優良住宅型総合設計により行うもの
ア　第１種低層住居専用地域及び第２種低層住居専用地域　1,000平方メートル
イ　近隣商業地域及び商業地域　300平方メートル
ウ　ア及びイ以外の地域　500平方メートル
第９条第４項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。
この場合において、マンション建替型総合設計及び長期優良住宅型総合設計においては、特定行政庁が敷地周辺の道路の状況等を勘案し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合の道路の幅員の数値は、当該道路の幅員に市長が別に定める基準に適合する歩道状公開空地の幅員を加えた数値とすることができる。
第13条第１項の表中「総合設計等」の次に「（マンション建替型総合設計及び長期優良住宅型総合設計を除く。）」を加え、同表に次のように加える。

マンション建替型総合設計及び長期優良住宅型総合設計を活用するもの	全ての用途地域	用途地域に定められている容積率の0.5倍又は200パーセントのいずれか小さいもの

第13条第２項に次のただし書を加える。
ただし、マンション建替型総合設計及び長期優良住宅型総合設計においては、この限りでない。
第16条中「総合設計等に」を「総合設計等（マンション建替型総合設計及び長期優良住宅型総合設計を除く。以下この条において同じ。）に」に改める。
第17条第２項中「手続き等」を「手続等」に改める。
第18条の見出し中「手続き」を「手続」に、同条本文中「一時使用」を「一時的に使用する施設」に、同条ただし書中「手続き」を「手続」に改める。
附則第２項第２号中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」を「特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例」に改める。

附　則
１　この条例は、令和７年７月１日から施行する。
２　改正後の市街地における適正な土地の高度利用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に工事の着手がなされた建築物について適用し、同日前に現に工事中又は工事が完了したものについては、なお従前の例による。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開発許可等の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和７年３月27日
横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第35号

開発許可等の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例

開発許可等の基準及び手続きに関する条例（平成17年横須賀市条例第49号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
開発許可等の基準及び手続に関する条例
第１条中「手続き」を「手続」に改める。
第２条第１号を次のように改める。
⑴　従来の敷地の境界を変更するもの（規則で定めるものを除く。）
第２条第３号中「（規則で定めるものを除く。）」を削る。
第２条の２第１項中「建築物」の次に「（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。）」を、「特定工作物」の次に「（法第４条第11項に規定する特定工作物をいう。以下同じ。）」を加える。
第２条の３各号列記以外の部分中「従前から一体的に利用されている土地、同一の者が所有している土地又は」を削り、「土地利用又は一体的な造成を行う行為」を「土地利用行為」に改め、同条第３号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。）第８条第１項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項」に改める。
第12条の２の見出し中「宅地造成工事規制区域内」を「宅地造成等工事規制区域内」に改め、同条中「旧宅地造成等規制法第８条第１項ただし書」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第２項」に、「同項の宅地造成」を「同法第12条第１項の宅地造成等」に、「要しないものとされ」を「受けたものとみなされ」に、「宅地造成を」を「宅地造成等を」に、「宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例」を「宅地造成等に関する工事の許可の基準及び手続に関する条例」に、「第１号及び第２号」を「第１項第１号」に改める。
第12条の３第２号中「旧宅地造成等規制法第９条の宅地造成」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第13条の宅地造成等」に改める。
第14条第２項本文中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同項ただし書中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和４年政令第393号）第１条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第３条第４号」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第３条第５号」に、「宅地造成を」を「宅地造成等を」に改める。
第15条各号列記以外の部分中「宅地造成」を「宅地造成等」に改める。
第17条の見出し中「取止届又は」を削り、同条中「許可を受けた者で当該計画を取り止めようとするものは、取止届を、」を削り、「取下届」を「、取下届」に改める。

附　則
１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、題

名の改正規定、第２条第１号及び第３号の改正規定、第２条の２第１項の改正規定並びに第２条の３各号列記以外の部分の改正規定は、令和７年７月１日から施行する。

２　この条例の施行の際、現に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可がなされ、又はその申請が行われている開発行為については、なお従前の例による。

横須賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第36号

横須賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第９条の２第２項第１号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「２年以上水道」を「３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第２号中「の土木工学科又はこれに」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「３年以上水道」を「４年以上水道等」に改め、「者」の次に「（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第３号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第８号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第11号とし、同項第７号中「以上水道」を「以上水道等」に改め、「もの」の次に「（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同項第９号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑽　建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

第９条の２第２項第６号中「若しくは第２号」を「から第６号まで」に改め、「及び学科目又は第３号若しくは第４号に規定する課程」及び「若しくは学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第８号とし、同項第５号中「あっては１年以上」を「あっては２年以上」に、「２年以上水道」を「３年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第１号に規定する卒業をした者にあっては１年以上、第２号に規定する卒業をした者にあっては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同項第７号とし、同項第４号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑹　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第９条の２第２項第３号の次に次の１号を加える。

⑷　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第９条の３第１号を次のように改める。

⑴　前条第２項第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同項第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については５年以上、同項第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第９条の３第２号中「及び第４号」を「又は第５号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第４号」を「同項第５号」に改め、同条第３号中「及び第４号」を「又は第５号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第４号」を「同項第５号」に改め、同条第４号中「第２号」を「第１号若しくは第２号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条第５号中「国土交通大臣」の次に「及び環境大臣」を加え、同条第６号を同条第８号とし、同条第５号の次に次の２号を加える。

⑹　前条第２項第９号に規定する合格した者であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

⑺　前条第２項第10号に規定する合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

指定下水道工事店条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第37号

指定下水道工事店条例の一部を改正する条例

指定下水道工事店条例（平成12横須賀市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第８条中「専属して」を「営業所ごとに選任して」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、神奈川県内における他の営業所について兼任させることを妨げない。

第14条中「亡失又はき損」を「又はこれらを亡失し、若しくは毀損」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

消防吏員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市条例第38号

消防吏員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

消防吏員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（令和７年横須賀市条例第４号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

１　この条例は、令和７年４月１日から施行し、同年３月１日から適用する。

２　令和７年３月１日からこの条例の施行の日の前日までの間、職員特殊勤務手当支給条例（昭和28年横須賀市条例第37号）の規定に基づき災害応急作業手当が支払われた職員の改正後

の消防吏員特殊勤務手当支給条例の規定に基づく緊急消防援助隊手当の額は、同条例第８条第２項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から当該支払われた災害応急作業手当の額を差し引いた額とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

規　　則

横須賀市規則第７号

職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年３月27日

横須賀市長　上　地　克　明

職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則（令和６年横須賀市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち第６条各号の改正規定を次のように改める。

⑴　職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第４号）第11条の規定により採用された職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員　100分の315（職員給与条例施行規則（昭和26年横須賀市規則第23号）第10条第３項に規定する職員にあっては100分の375）

⑵　定年前再任用短時間勤務職員　100分の150

⑶　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年横須賀市条例第３号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員　100分の262.5

附　則

この規則は、公布の日から施行する。